

## 施策No.5 農林業の振興

### 施策の目的

対象	意図
農林業者	①収益性が高まり経営が安定する ②林業の活性化が図られる

### 現状

本市の農業生産額は、平成24年において51億2千万円で、近年、横ばいで推移しています。また、林業生産額は、素材生産額調べにおいて、平成26年は3億1千万円であり、減少傾向にあります。

今後、TPP（環太平洋経済連携協定）の発効に伴い、段階的に輸入農産物の関税が引き下げられることから、農林業者にとって厳しい状況になっていくと思われます。

就農状況については、農家戸数、就農者数はともに減少しており、現在、新規就農者の確保や育成に努めています。新規就農相談者に対しては、関係機関が連携した担い手サポート会議を行い、就農に係る取組みの支援を行っています。また、認定農業者※<sup>1</sup>数は、平成26年度において193名であり、今後は、農地集積により経営の向上が期待されます。

水田のかんがい排水やほ場の整備率は約9割で、県平均整備率を上回っていますが、畑地の整備率は低い状況にあります。農地の管理状況については、登記所有者が死亡しているケースや所有者が遠隔地に居住している例も多く見受けられ、農地の流動化※<sup>2</sup>や耕作放棄地の解消に支障をきたしています。

鳥獣による農林産物等への被害も増加しており、地域農林業に多大な影響を及ぼしています。このため、有害鳥獣捕獲対策に取り組んでいますが、高齢化による狩猟者の減少や山村集落における人口減少に伴う耕作放棄地の増加などにより、鳥獣被害は後を絶たない状況です。

また、平成22年には本市に隣接する宮崎県で、家畜の海外悪性伝染病である口蹄疫が発生し甚大な被害を及ぼしましたが、発生から5年が経過し、畜産農家の防疫に関する意識は低下していると思われます。このため、防疫に関する啓発活動や指導の取組みが必要となっています。

林業については、過疎化による後継者不足が影響し、平成26年度の林業従事者は216人と少人数ではありますが、若年層は増加しつつあります。良質な木材を生産するために重要な施業である除間伐については、平成26年度の実施面積が159haであり、各認定林業事業体において、施業の集約化や業務の効率化のために大型機械を導入し、林道等の整備など森林整備を進めています。

### 今後の状況変化

- ・ TPPが発効されると、生産品の価格下落等が懸念され、農林業者にとって厳しい状況になることが予想されます。
- ・ 専業農家戸数及び兼業農家戸数は、過去の傾向と同様に今後も減少すると思われます。
- ・ 農家の高齢化や後継者不足が進むものの、担い手への農地集積が進み、大規模農家や特定農業団体の設立が増加することが予想されます。
- ・ 米の価格低迷により、転作作物である大豆やWCS用稲の作付面積が増えると考えられます。
- ・ 畜産については、高齢の経営者が多いため、繁殖母牛、子牛ともに減少することが予想されます。このことにより、子牛価格の高騰が予想される一方、TPP発効に伴う畜産生産物の輸入量増加により国産牛肉等の価格が下落することが予想されます。

### 課題

- ・ TPPにより、今後輸入農産物が増えると思われるので、その対策が必要です。
- ・ 生産性の向上や販売促進を図る必要があります。
- ・ 高齢化の進行に伴う労働力不足や担い手・後継者不足に対する対策が必要です。

## 第2章 基本計画 政策2：伊佐の特性を活かす地域産業づくり

- ・ 畜産業については、市内総飼養頭羽数を維持する必要があります。
- ・ 耕作放棄地の適正な管理や再生利用を促進する必要があります。
- ・ 林道の整備や林地の適正な管理を推進する必要があります。
- ・ 家畜防疫について、畜産農家・企業における自主防疫体制の強化を図る必要があります。
- ・ 農林作物の被害対策（有害鳥獣の捕獲体制の強化や降灰等自然災害対策）を講じる必要があります。
- ・ 良質堆肥や緑肥の利用促進により、環境にやさしい農業を推進する必要があります。

### ～施策の方針～

農地集積や除間伐の推進などにより基盤整備を進めるとともに、担い手育成や集団化など経営体の強化を促進します。また、就業者の所得向上のために、生産体制や有利な流通・販売体制の整備を進めます。

### 目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度実績値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 ( )は成り行き値
	平成27年度目標値		
A 農業総生産額	5,370百万円 (平成19年度) 5,300百万円	5,123百万円 (平成24年度)	5,300百万円 (5,100百万円)
B 認定農業者数	209戸 200戸	193戸	220戸 (220戸)
C 農地の集積面積（利用権設定）	118.8ha 150.0ha	244.0ha	250.0ha (250.0ha)
D 林業従事者	194人 190人	216人	228人 (216人)
E 除間伐面積	417ha 680ha	200ha	450ha (200ha)

### 目標設定の考え方

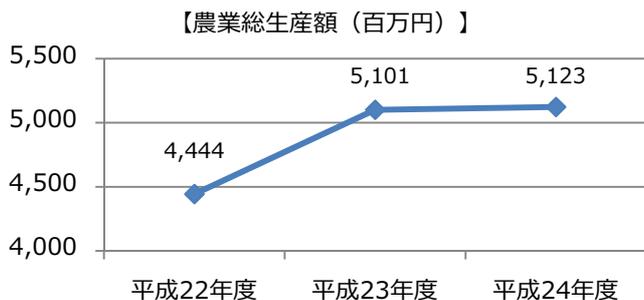
- A：農業総生産額は、米の取引販売価格の下落等により減少すると予想し、平成32年度における成り行き値は5,100百万円を見込みます。目標値は、前期基本計画の目標値と同じく、5,300百万円をめざします。
- B：認定農業者数（戸）は、離農農家の農地を集積し、経営規模拡大を図る農家が増加すると予想し、平成32年度における成り行き値・目標値ともに220戸をめざします。
- C：農地の集積面積（利用権設定）は、高齢化に伴う経営規模の縮小や離農による耕作放棄地の発生が予想されるが、担い手農家への農地集積を推進することで現状とほぼ同じ水準を維持し、平成32年度における成り行き値・目標値ともに250.0haをめざします。
- D：林業従事者数は、過去の推移から現状とほぼ同水準で推移すると予想し、平成32年度における成り行き値は、216人を見込みます。目標値は、技術研修や技能講習等の実施により担い手育成を推進し、228人をめざします。
- E：除間伐面積は、各認定林業事業体において、施業の集約化や高性能機械の導入が予定されていることから、平成32年度における成り行き値は、200haを見込みます。目標値は、県の間伐計画で定められている450haをめざします。

目標達成に向けた基本的な取組み

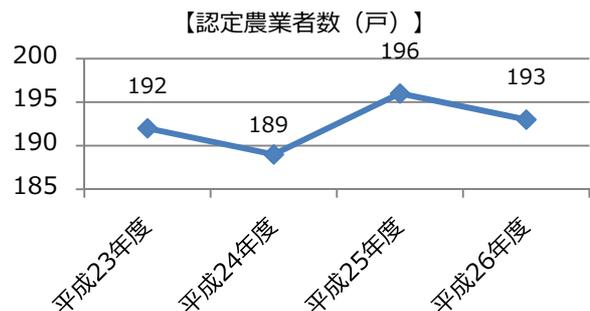
- TPPに対応するため、県・JA・市の連携によりTPP農政対策協議会を設置し、情報共有を行います。
- 耕作放棄地の調査を実施し、拡大抑制と解消を図ります。
- 有機肥料の利用促進や家畜排せつ物の適正処理など、環境にやさしい取組みを進めていきます。
- 後継者や若手農家の育成、高齢農家の支援を行い、農家戸数や飼養頭数の維持に努めます。
- 収益性の高い経営の推進を図り、農家の競争力強化の推進を図ります。
- 規模拡大を希望する農家に対し、関係機関が一体となった検討会の実施など、サポート体制の充実を図るとともに、有効な国庫補助事業の計画的な実施を進め、効果的な施設等の整備を進めます。
- 農地の流動化を図ることにより、農地の利用集積を促進します。
- 農道や農業用水などの生産基盤の整備により、農地の生産性の向上を図ります。また、農道や農業用水路の維持管理を地域ぐるみで進めます。
- 水田を利用した野菜の生産など生産性の向上を促進し、あわせて有利販売体制の構築に努めます。
- 農林畜産物に対し悪影響を及ぼす、有害鳥獣や家畜伝染病、降灰等自然災害への対策に努めます。
- 林業の生産基盤である林道等を整備し、効率的な経営を促進します。
- 技術研修や技能講習等の実施により林業従事者並びに林業事業体の育成を図ります。
- 関係機関、林業事業体及び森林づくり推進員との連携を図り、除間伐の推進など森林の適正な管理を促進します。

協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生産者は、消費者のニーズに合った安心・安全な農産物を生産するとともに、新規就農者や後継者の育成を行います。</li> <li>▶ 集落営農など作業の共同化を推進し、経営合理化に努めます。</li> <li>▶ 未利用の農地等については、規模拡大を希望する者に貸し付けます。</li> <li>▶ 林地の管理を適正に行い、商品価値の高い木材を生産します。</li> <li>▶ JA、森林組合等は、農林業者の経営の安定や生産性の向上が図られるよう適正な指導や支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新規就農者や後継者への支援、育成を行います。</li> <li>▶ 集落営農や特定農業団体等の組織化を推進し、農林業者の経営規模拡大、経営安定のための支援を行います。</li> <li>▶ 優良農地の確保に努め、農林地の保全や流動化を推進し、耕作放棄地の拡大を抑制します。</li> <li>▶ 県やJA、関係団体と連携し、農林業経営や農林畜産物に関する情報を提供します。</li> <li>▶ 6次産業化の取組みを支援し、地産地消を推進します。</li> <li>▶ 林地の適正管理の指導や支援を行い、また、市有林を適正に管理します。</li> </ul>



資料：平成24年度市民所得推計（鹿児島県統計協会）



資料：伊佐市農政課

<sup>1</sup> 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

<sup>2</sup> 農地の流動化：農業経営規模を縮小する人の農地や未利用農地を売買や貸借により、地域農業の担い手である認定農業者に集積し、農地の有効利用を図る取り組みのこと。